

岩手県告示第431号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年5月18日から同年6月1日まで釜石東部漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成30年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 釜石市箱崎町第13地割3番地2 萬 豊
- (2) 釜石市鶴住居町第22地割38番地5 前川 昭七

2 加入区 釜石東部加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 釜石東部漁業協同組合